

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
2024年 6月26日	
松山市長 殿	
提出者	
住 所 広島県広島市中区幟町13-15	
新広島ビルディング11階	
氏 名 株式会社ピーエス三菱 広島支店	
支店長城一 博志	
電話番号 082-223-5092	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	松山自動車道 松山IC管理施設増築工事
事業場の所在地	愛媛県松山市井門町804番地
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06 総合工事業
② 事業の規模	完成工事高 3,474,028,647円
③ 従業員数	70人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書（補足） 別紙2 2024年度建設リサイクル推進計画の通り。

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙3 廃棄物処理・リサイクル管理体制図の通り。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（ 2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙①のとおり	
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙1 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書（補足） 別紙2 2024年度 建設リサイクル推進計画の通り。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙①のとおり	
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙1 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書（補足） 別紙2 2024年度 建設リサイクル推進計画の通り。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙2 2024年度建設リサイクル推進計画の通り。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙2 2024年度建設リサイクル推進計画の通り。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（ 2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙①のとおり	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙①のとおり	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施の予定なし。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（ 2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙①のとおり	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙①のとおり	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施の予定なし。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙①のとおり	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙①のとおり	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施の予定なし。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙①のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙1 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書（補足） 別紙2 2024年度 建設リサイクル推進計画の通り。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙①のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙1 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足) 別紙2 2024年度 建設リサイクル推進計画の通り。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(2024年度計画)

別紙2-1

多量排出事業者 名称	株式会社エース三栄 広島支店	所在地(市町名)	松山市	事業の種類	06 総合工事業
------------	----------------	----------	-----	-------	----------

区分	種 別	排出削減に関する事項		自ら行う発生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項		自ら行う埋立処分等に関する事項		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		処理委託に関する事項		認定焼回収業者への処理委託量		認定焼回収業者以外の焼回収を行う業者への処理委託量	
		排出量		自ら発生利用を行う産業廃棄物の量		自ら焼回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は委託先へ処分を行う産業廃棄物の量									
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産業廃棄物	がれき類	633,464								633,464		633,464		643,208					
	発泡スチロール類	54,810								54,810		54,810		261,030					
	金属くず	261,030								261,030		261,030							
	安定型混合廃棄物	4,160								4,160		4,160							
	木くず	41,030								41,030		41,030		41,030					
	石膏ボード	36,900								36,900		36,900							
	管理型混合廃棄物	14,872	1							14,872	1	14,872	1						
	がれき類(石粉含有)	0,148								0,148		0,148							
	くず(石膏含有)	39,600								39,600		39,600							

2024 年度

広島支店 建設リサイクル推進計画

制定日：2024年 4月 1日

基 本 方 針	3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取り組みを充実させ廃棄物などの循環資源が適正・有効に利用・処分される循環型社会を構築する」の理念に基づき、重点目標を定め積極的に取り組み、環境保全に貢献する。										建設リサイクル 推進スローガン				「リサイクル 少しの工夫と あなたのモラル 未来を作る エコ活動」									
重 点 目 標	1. 再資源化率・縮減率について、国交省「建設リサイクル推進計画2020」建設廃棄物対象項目等を参考に目標値を定め、達成を目指す。 2. 環境関連法規制等を遵守し、廃棄物の適正処理を徹底する。														前年度発生量実績(t) 期間：R6. 4. 1～R7. 3.31									
															廃棄物全体		10,622.5		コンクリート塊		1,761.1		混合廃棄物	
		アスコン塊		5,188.3		建設発生木材		111.8		建設汚泥		3,125.5												
重点実施事項	具体的施策	達成目標	担当者	年間スケジュール												実施上の留意点	評価基準	結果確認方法						
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月									
1. 建設廃棄物の発生抑制となる工法等の採用推進、計画の策定と管理の実施	(1)品質PT,工事検査室PTにより、顧客要求事項及び法的要求事項を適切に指導して省資源で長く使用できる製品をつくる。	実施率A評価	品質PT班長 工事検査室班長													建築物等の長期使用 耐久性の向上	◎:80点以上 △:70点以上 ○:75点以上 ×:70点未満	竣工検査評価点						
	(2)品質不具合、事故等に起因する、廃棄物発生防止対策を適切に実施する。	実施率A評価	工事部署長 作業所長													無駄な発生材を減らす	◎:品質不具合・事故無し △:軽微な品質不具合・事故発生 ×:重大な品質不具合・事故発生	不具合・苦情報告						
	(3)品目別の容器と分かりやすい表示で廃棄物を分別する。	実施率A評価	作業所長													リサイクルできないものを減らす	◎:適切に実施 △:大きな改善要 ○:一部改善要 ×:不適	分別実施状況						
2. 分別解体等の徹底及び再資源化率・縮減率の向上と維持	(1) 再資源化率・縮減率の目標値															国土交通省の2024年 迄の目標値参照	A:99%以上 B:99%未満 A:97%以上 B:97%未満 A:95%以上 B:95%未満 A:2.5%以下 B:2.5%未満 A:98%以上 B:98%未満	PM産廃記録						
	①アスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊	99%以上																						
	②建設発生木材	97%以上																						
	③建設汚泥	95%以上																						
	④建設混合廃棄物	排出率を2.5%以下 (重量比)																						
	⑤建設廃棄物全体	98%以上(重量比)																						
3. 関係法令・条例等の遵守徹底による建設廃棄物適正処理の徹底	(1)関係法令・条例遵守(地域・近隣協定、構内規約等を含む)															各法令・条例の理解 法令遵守の記録	◎:適切に作成運用 △:大きな改善要 ○:一部改善要 ×:未作成	法規制一覧表						
	①EMS帳票(PMEK6130)環境法規管理規定の法規制一覧表を工事着手前に作成して適切に運用する。	実施率A評価	作業所長																					
	②確実な遵守を目的として、社員および協力業者への教育を実施する。		実施率A評価	作業所長													新規入場教育 教育訓練	◎:適切に実施 △:大きな改善要 ○:一部改善要 ×:不適	教育記録					
	(2)廃棄物処理の委託基準順守による適正処理の徹底															産廃法の遵守	◎:適切 ×:委託内容の不備 ◎:適切に実施 ○:一部改善要 △:大きな改善要 ×:不適	委託契約書 事前調査の記録、写真 委託契約書 マニフェスト ヒヤリング 返却確認の記録 通知文書 追跡調査の記録、写真						
	①産業廃棄物処理業許可を有し、委託する内容が業許可の範囲に含まれる者への処理委託	全作業所 100%実施	作業所長																					
	②処理状況の事前確認(現地及び書類)	実施率A評価	作業所長																					
	③要件を満たした書面による処理委託契約の締結 (収集運搬契約、処理契約それぞれに実施)	全作業所 100%実施	作業所長																					
	④マニフェストは排出事業者が記入しなくてはならない項目は、すべて記載して収集運搬業者に渡す。	全作業所 100%実施	作業所長																					
	⑤マニフェストD票の返却確認を搬出日から60日以内に行い、返却が確認できない場合は処分業者に確認を行う。	全作業所 100%実施	作業所長																					
	⑥特別管理産業廃棄物の内容に関する文書による通知	実施率A評価	作業所長																					
	⑦委託する廃棄物処理業者に対して、必要に応じた頻度の追跡調査及び現地確認調査等を実施し、写真を含めて記録に残す。	全作業所計 A評価	作業所長																					
	(3)一定規模以上の工事を施工する場合、再資源利用促進計画及び再資源利用計画書を作成し、発注者へ提出、説明のうえ公衆の見やすい場所に掲示する。		対象作業所 100%実施	作業所長													R5年1月1日以降契約工事 資源有効利用促進法	◎:適切 ×:不適	再資源利用促進計画 再資源利用計画書 掲示状況					
	(4)産業廃棄物と建設発生土は分別を徹底し、それぞれ適正に処理する。		該当作業所計 100%実施	作業所長													廃棄物の判断は 都道府県政令市	◎:適切 ×:処理の不備	処理の記録					
	(5)作業所・事業所は支店への報告をPM産廃システムにより行い、排出量、有価物量、建設発生土量等は適切に入力するとともに実績を確認する。		全作業所計 A評価	作業所長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	契約月より入力 未排出月は0で入力	前月分 ◎:入力済 ×:未入力	PM産廃記録				
4. 土壌汚染・水質汚濁等の環境汚染対策推進	(1)土壌汚染調査、浄化工事、土壌改良工事等及び、作業所・施工場所周辺の環境汚染について意識を持って十分に把握し、分析調査・特定・対策を講じた上で、当社の従来業務を促進し、環境保全に貢献する。	実施率A評価	作業所長													環境関連の条例に留意 行政等への照会	◎:適切に実施 △:大きな改善要 ○:一部改善要 ×:不適	処理状況、記録						
	(2)コンクリート削孔、切断作業にて発生する汚濁水に関して関係行政と事前確認を行い、その指導を踏まえて適正処理を実施する。	実施率A評価	作業所長													環境関連の条例に留意 行政等への照会	◎:適切に実施 △:大きな改善要 ○:一部改善要 ×:不適	処理状況、記録						

役割分担表

